

議案第19号

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年2月22日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。）及び同法」に改める。

第21条の見出しを「（非常勤職員等の給与）」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。